

リース車両使用誓約書

自動車リース契約書に基づき下記事項について誓約します。

令和 年 月 日

貸主 住所 京都市西京区大原野灰方町68-2

借受人 住所

株式会社 小田石油

氏名 CHOINORIサービス

氏名

印

リース車両

車名	年式	型式	車台番号	登録番号	色	走行距離

1. 使用の範囲は原則として貸主所在地から半径120km以内とする。（万が一、事故・故障等が発生した場合、任意自動車保険付帯ロードサービス対応の為）
2. 借受人が貸主所在地から半径120km以外での使用時の事故・故障の場合は、自費により貸主指定場所に車両をただちに返還すること。
貸主承諾なしに修理された場合はそれに係る費用が発生しても一切の負担・責任は負いません。費用はすべて借受人負担となります。
3. 借受人は貸主指定任意自動車保険（対人・対物・搭乗者・ロードサービス対応）に加入するものとする。車両保険は付帯なし。
4. 借受人の自損事故およびパンク・窓ガラスの破損・第三者によるイタズラ等による破損は借受人負担となります。
5. 借受人はリース車両が盗難または事故および借受人のメンテナンス不良等による全損の場合は貸主に車両価格150,000円とそれに係る費用を支払うものとする。
6. ペットの車両同乗は禁止します。
7. 原則として仕事での使用は禁止します。
8. 車上生活は禁止します。
9. 著しく室内を汚された場合は、クリーニング代金を請求します。
10. リース車両の月間走行距離は2,000kmまでとする。それ以上の走行の場合は超過走行料（20円/km）を徴収します。
11. 借受人は責任をもって保管・管理を行い2ヶ月に一度、貸主の下で点検・整備を受けるものとします。オイル交換は5,000kmに1度行うものとします。
* 他府県及び借受人都合により来店できない場合は、自己責任において点検・整備を行うものとします。
12. 他府県でご利用いただくお客様の場合、故障・修理等に迅速に対応できない場合がございます。
13. 借受人および車両使用者が駐車違反をした場合の費用について貸主は一切責任を負いません。
14. 借受人はリース料の遅延およびリース完了日を過ぎて車両を返還しない場合は、貸主が車両を引き上げても異議申し立てしません。
* この場合、契約の解除ならびに保険も自動的に解除され、その後の事故・故障について貸主は一切責任は負いません。
* 借受人は車両引き上げに際し私物等の紛失が発生しても異議申し立てしません。
* 借受人は車両引き上げに際し、連絡に要した費用および車両の移動・引取に要した費用を請求されても異議申し立てしません。
15. 借受人は上記14に該当し、かつ連絡不能の場合、車両の名義変更、強制抹消、廃車等をされても異議申し立てしません。
* この場合、強制保険（自賠責保険）も解約となり事故が起きた際も貸主は一切責任を負いません。
16. 借受人の要望に沿えない等、貸主が不適と判断した場合は一方的に契約解除を申し出ることができるものとします。
17. 借受人は暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する者）でないこと。
* 暴力団員と判明した場合は契約の解除ならびに車両を引き上げても異議ありません。
18. 貸主は暴力団員でないことを確認するために警察に問い合わせをすることがあります。

ご確認チェック

1	リース車両使用誓約書はお読みいただきましたか？	は い	いいえ
2	貸出車両についての説明は受けられましたか？	は い	いいえ
3	貸出車両のリスクおよびその対応について説明を受けられましたか？	は い	いいえ
4	料金についておよび支払い方法について説明を受けられましたか？	は い	いいえ
5	上記1~4および誓約書内容にご了承いただけますか？	は い	いいえ

ご契約者署名

担当者署名

自宅地図・車両保管場所地図

自 宅 地 図	車両保管場所位置図